

## ≫ 国税のあらまし

国税についてのお問い合わせは☎ P107

### 所得税

個人住民税と同じく所得に対してかかる税金ですが、納税者自身が、所得金額や税額を申告して納税します。

また、利子、配当、給与、退職金、年金および報酬等の支払いを受けるときには、所得税の前払いとして源泉徴収が行われます。

なお、給与所得のみの人は、原則として年末調整により所得税額の精算が行われます。

### 復興特別所得

復興特別所得税とは、所得税額に対する付加税で、平成25年から令和19年までの各年分の基準所得税額の2.1%を所得税とあわせて申告・納付することになります。

また、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税があわせて徴収されます。

### 法人税

会社や協同組合などの法人の所得にかかる税金です。公益法人や人格のない社団などの収益事業も課税の対象になります。

税率は法人の種類や資本金額、所得金額によって異なります。

### 地方法人税

### 特別法人事業税

15

### 相続税

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の合計額が基礎控除額（3,000万円に法定相続人1人につき600万円ずつを加えた金額）を超える場合に申告が必要です。

### 贈与税

1年間に個人から贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超える場合に申告が必要です。

### 酒税

清酒、焼酎、ビール、ウイスキー、果実酒などアルコール分1度以上の飲料にかかります。

### たばこ税

### 特別

### 消費税

☎ P103～104

### 揮発油税・地方揮発油税

☎ P77

### 航空機燃料税

### ガス税

### 電源開発促進税

### 石炭税

### 印紙税

領収書、契約書、手形などの文書を作成したときにかかります。税率は文書の種類により異なります。

### 自動車重量税

☎ P76

### 登録免許税

☎ P68～69

### 国際観光旅客税

### 税

### とん税

### とん税

## 消費税

### ■課税の対象

#### (1)国内取引

国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付けおよび役務の提供が対象となります。したがって、国外で行われる取引、事業として行われない取引、無償の取引は、課税の対象となりません。

また、インターネット等を介して国外の事業者と行う取引等、一定の取引については課税の対象となる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 内の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」をご覧ください。

#### (2)輸入取引

輸入品（保税地域から引き取られる外国貨物）が対象となります。

### ■非課税取引

課税の対象のうち、次のような取引は非課税となっています。

#### 課税されないもの

<ul style="list-style-type: none"><li>・土地の譲渡、貸付けなど</li><li>・株式、仮想通貨<sup>※</sup>等の譲渡など</li><li>・利子、保証料、保険料など</li><li>・一定の者が行う郵便切手、印紙などの譲渡</li><li>・商品券、プリペイドカードなどの譲渡</li><li>・住民票、戸籍抄本等の行政手数料など</li><li>・社会保険医療など</li><li>・介護保険法に基づく居宅介護サービスなど</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・一定の社会福祉事業など</li><li>・出産の費用など</li><li>・埋葬料、火葬料</li><li>・一定の身体障がい者用物品の譲渡、貸付けなど</li><li>・一定の学校の授業料、入学・入園料、施設設備費など</li><li>・教科用図書の譲渡</li><li>・住宅の貸付け</li></ul>
---	---

※資金決済に関する法律第2条第5項に規定する仮想通貨のことをいいます。

### ■納税義務者

#### (1)国内における物品の販売等…これらの取引を行う個人事業者または法人

その課税期間<sup>※1</sup>の基準期間<sup>※2</sup>における課税売上高が1,000万円以下でかつ特定期間<sup>※3</sup>の課税売上高（または給与等支払額）が1,000万円以下の場合には納税義務が免除されます。ただし、資本金1,000万円以上の新設法人に該当するなど一定の場合には、納税義務が免除されません。

※1 ①個人事業者…暦年 ②法人…事業年度

※2 ①個人事業者…前々年 ②法人…前々事業年度（1年未満は年換算）

※3 ①個人事業者…前年の1月1日～6月30日 ②法人…原則、前事業年度開始の日から6カ月間

#### (2)輸入品…輸入者

一般消費者が輸入する場合であっても、納税義務者となります。

### ■税率

標準税率…7.8%（地方消費税率と合わせて10%）

軽減税率<sup>※</sup>…6.24%（地方消費税率と合わせて8%）

※酒類・外食を除く飲食料品の譲渡および週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡に適用されます。詳しくは、国税庁ホームページ内の「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

## ■税額の算出方法

事業者は、課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れに係る消費税額を控除した金額を納めることとなりますが、次の2つの計算方法があります。

### (1)原則（一般課税）

納付税額＝売上税額※1－仕入税額※2

※1 売上税額＝(標準税率対象の税込売上額×7.8/110)＋(軽減税率対象の税込売上額×6.24/108)

※2 仕入税額＝(標準税率対象の税込仕入額×7.8/110)＋(軽減税率対象の税込仕入額×6.24/108)

### (2)簡易な計算方法（簡易課税制度）

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合には、「簡易課税制度」を選択することができ、課税売上高を事業の種類ごとに区分し、それぞれの事業に応じた仕入率（みなし仕入率）を課税売上げに係る消費税額に乘じることにより、課税仕入れに係る消費税額を計算します。

## ■申告と納付

### (1)確定申告・納付

原則、課税期間の終了後2カ月以内に確定申告をして、納付することになります。

個人事業者の確定申告・納付期限は課税期間の翌年3月末までとされています。

### (2)中間申告・納付

直前の課税期間の年税額が48万円を超える事業者については、課税期間の開始後6カ月を経過した日から2カ月以内に中間申告をして、納付することになります（年1回）。ただし、直前の課税期間の年税額が400万円を超える場合には、中間申告・納付回数が3カ月ごとの年3回となり、年税額が4,800万円を超える場合には、中間申告・納付回数が年11回となります。

なお、直前の課税期間の年税額が48万円以下であっても、一定の手続きにより中間申告書（年1回）の提出・納付をすることができます。

## ■その他

(1)課税仕入れに係る消費税額を控除するためには、課税仕入れに係る区分記載請求書等と帳簿の両方の保存が必要です。

(2)売上げや仕入れ（経費）に軽減税率対象の取引がある場合は、税率の異なるごとに分けて帳簿に記帳（区分経理）をする必要があります。

(3)消費税の申告・納付の際、地方消費税の申告・納付も一緒に行います。

(4)令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。

なお、適格請求書発行事業者になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。登録申請書は、令和3年10月1日から提出が可能となりますが、登録申請は、e-Taxをご利用いただくと手続きがスムーズです。詳しくは、国税庁ホームページ内の「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）について」をご覧ください。

## 道税のあらまし

道税についてのお問い合わせは P107

### 道民税

市民税と同様に、個人や法人などに対してかかる税金です。

#### ■個人道民税

均等割と所得割があり、個人市民税とあわせて課税されます。 P10~44

#### ■法人道民税

道内に事務所・事業所などがある法人等が対象となります。

均等割と法人税割があり、税率は資本金等の額などによって異なります。

申告と納税は法人事業税とあわせて行うことになっています。

#### ■道民税利子割

預貯金などの利子等について、その支払の際に所得税とともに課税されます。

なお、この税金の59.4%相当額は、道から市町村に交付されます。

#### ■道民税配当割

一定の上場株式等の配当等について、その支払の際に所得税とともに課税されます。

なお、この税金の59.4%相当額は、道から市町村に交付されます。

#### ■道民税株式等譲渡所得割

一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の金額に対して、所得税とともに課税されます。 P40

なお、この税金の59.4%相当額は、道から市町村に交付されます。

### 事業税

事業を行う個人や法人などの所得などに対してかかる税金です。

#### ■個人事業税

税額は、所得金額から290万円の事業主控除額を引いた残額に事業の種類に応じた税率をかけて算出します。申告は3月15日までに（所得税や住民税の申告をした人は必要ありません）、8月、11月に納めます。

#### ■法人事業税

会社などの法人のほか、法人でない社団等が収益事業を行っている場合も対象になります。税率は事業の種類や所得金額によって異なります。

また、資本金の額または出資金の額が1億円を超える普通法人は外形標準課税の対象になります。

申告と納税は、法人道民税とあわせて行うことになっています。

なお、この税金の7.7%相当額は、道から市町村に交付されます。

### 特

法人事業税（所得割または収入割）の納税義務者に対して課税される国税ですが、賦課徴収は法人事業税とあわせて、都道府県が行います。

税 P 06

導税 P 68

国産たばこの製造者、外国たばこの輸入業者および卸売販売業者が小売販売店にたばこを売り渡す場合にかかる税金です。

税率は、売り渡したたばこの本数1,000本につき1,000円（令和3年10月1日からは1,070円）です。

ゴルフ場を利用した方にかかる税金です。

税率は、1人1日当たり400~1,200円です。

なお、この税金の10分の7相当額は、道からゴルフ場所在の市町村に交付されます。

車税 (P)

P76~77

収税 P 77

区税

定資産税

燃料税

猟税

利用促進税

## 地方消費税

地方消費税は、国の消費税と同様、消費一般に対して広く公平に負担を求めめるため、国内取引などの消費に対してかかる税金です。

### ■課税対象・非課税対象

国の消費税と同じです。☞ P103

### ■納税義務者

国の消費税と同じです。☞ P103

### ■税額の算出方法

納付税額＝国の消費税額×22/78

国の消費税の税率が7.8%（6.24%<sup>※</sup>）ですので、実質的には商品やサービスの価格の2.2%（1.76%<sup>※</sup>）に相当します。

※（）内は軽減税率であり、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

### ■申告と納付

#### ○国内取引に課税される地方消費税

地方消費税は道税ですので、本来は、道に申告して納めるものですが、事業者の事務負担軽減のため、当分の間、消費税の申告と納付にあわせて、税務署（国）に申告して納めます。（税務署に納められた地方消費税額は、後日、道に払い込まれます）

#### ○輸入取引に課税される地方消費税

消費税の申告と納付にあわせて、税関（国）に申告して納めます。（税関に納められた地方消費税額は、後日、道に払い込まれます）

### ■都道府県間の清算

地方消費税は、その税負担を最終消費者にお願いする多段階型の消費課税ですが、流通段階で最終消費地を特定することは困難であるため、消費に関連する一定の統計に基づいて、都道府県間で清算を行います。

### ■市町村への交付

都道府県間の清算を終えた地方消費税の2分の1相当額は、道内の市町村に交付されます。

## ≫ 国税・道税の窓口

### 国税についてのお問い合わせは

署名	所在地	電話番号	管轄区域
札幌中税務署	〒060-0042 中央区大通西10丁目 (札幌第2合同庁舎)	231-9311	中央区の一部 ・大通 ・北1条～北5条 } 西1丁目～ ・南1条～南8条 } 西10丁目 ・北6条西10丁目 ・大通 ・北1条～北5条 } 東各丁目 ・南1条～南7条 }
札幌北税務署	〒001-0031 北区北31条西7丁目3番1号	707-5111	北区、東区
札幌東税務署	〒004-0004 厚別区厚別東4条4丁目8番8号	897-6111	白石区、厚別区
札幌南税務署	〒062-0051 豊平区月寒東1条5丁目3番4号	555-3900	豊平区、清田区、南区
札幌西税務署	〒063-0824 西区発寒4条1丁目7番1号	666-5111	中央区(札幌中税務署管轄の地域を除く)、西区、手稲区

(注) 税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内によりご案内します。

(注) 一般的なご相談(税の取扱い、申告手続きなど)は、電話相談センターにてお受けしておりますので、音声案内に沿って「1」を選択してください。

(注) 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等)を希望される方は、税務署で待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約していただくこと(事前予約制)としておりますので、ご協力をお願いします。

なお、確定申告期に設置される確定申告会場で申告書を作成される場合は、事前予約は必要ありません。

国税庁ホームページ

国税庁

検索

### 道税についてのお問い合わせは

名称	所在地	電話番号	担当業務
札幌道税事務所 税務管理部	〒060-0003 中央区北3条西7丁目(道庁別館 2階)	204-5084	札幌市内全域の道税業務 (自動車税業務を除く)
札幌道税事務所 自動車税部	〒001-8588 北区北22条西2丁目	746-1190	自動車税業務

(注) 札幌道税事務所自動車税部におかけいただいた電話は、自動音声案内によりご案内します。

北海道ホームページ「道税」

北海道 道税

検索